

日本行動医学会奨励賞規則

《目的》

日本行動医学会は、国際行動医学会議において優れた研究発表をした者に対し奨励賞を授与することにより、若手研究者の行動医学研究を促進することを目的とする。

《基金》

日本行動医学会は、第 10 回国際行動医学会事務局からの寄付金を原資として研究奨励基金を運用する。

《選考対象者》

選考対象者は、該当年度の国際行動医学会議で発表された演題の筆頭研究者で、発表時に 40 歳未満の日本行動医学会正会員に限る。

《選考委員会》

1. 選考のために、日本行動医学会奨励賞選考委員会をもうける。
2. 選考委員会は、理事長、副理事長、事務局長、国際交流委員会委員長、研究推進委員会委員長、国際誌編集委員をもって構成する。
3. 選考委員長は、国際交流委員会委員長をあてる。
4. 選考委員の任期は、役職の任期と同じとする。

《選考手順》

1. 奨励賞応募者は、所定の期日までに国際行動医学会議演題抄録および採択許可書（コピー可）を添付して書面により申請する。
2. 選考委員は、応募された演題抄録を審査し、3 名以内の奨励賞受賞者を決定する。
3. 選考委員長が理事長に受賞者を報告し、理事長から奨励金の交付を行う。
4. 本賞の授与は、理事長が学術総会において行う。受賞者の発表は、選考委員長がホームページおよびニューズレターにおいて行う。
5. 過去に受賞した者は、選考対象より除外する。

《奨励賞交付金》

1. 交付金は、1 名につき 10 万円とする。
2. 交付金は、研究奨励基金より支出する。

《付則》

本規則は、2010 年 2 月 26 日より施行する。

本規則は、2021 年 11 月 27 日改正、同 28 日より施行する。

この規則の変更は、理事会の議決による。